

令和3年度第1回久留米市子ども・子育て会議

日時：令和3年12月21日（水）13：30 -

場所：久留米市職員会館メルクス2階

出席者：椎山委員、中山委員、高田委員、古賀委員、西野委員、國武委員、早川委員、
荻野委員、関委員、中嶋委員、下川委員、村井委員、内田委員、山下委員、
今村委員

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 役員選出

5 久留米市子ども・子育て会議について

6 議事

(1) 第2期久留米子どもの笑顔プランの令和2年度実績について

※事前に資料配布の上、意見について聴取

①成果指標の現状値

②就学前児童・小学生児童の人口計画と実績

③令和2年度地域子ども・子育て支援事業実施状況

④令和2年度教育・保育事業実施状況

<資料5「成果指標の現状値」・資料6「就学前児童・小学生児童の人口計画と実績」・資料7「令和2年度地域子ども・子育て支援事業実施状況」・資料8「令和2年度教育・保育事業実施状況」の全体概略及び事前質問に対する回答について事務局説明>

※事前質問の内容及び回答は別紙のとおり

○椎山会長

ただいま事務局から事前質問に対する回答がありました。ほかに皆様の方から御質問などはございませんでしょうか。

先ほど説明がありました通り、昨年度はコロナの影響というのが多分にあったかと思えます。来年度の中間見直しのときには、どのように状況が変わっていくのかを踏まえ、検討していく必要があります、その際に改めて委員の皆さまにはご意見を伺うことになると思いま

す。

私から1点確認をしたいのですが、保育所の一時預かりの数というのは、希望者が減少をしているということでしょうか。

○事務局

希望者の方も減少はしていますが、やはりコロナの影響が大きいと考えております。

○村井委員

一時保育を利用したいけど、利用ができないからファミサポに登録を希望している人は、増えているのが現状です。また、くるるんの一時預かりの時間が、コロナの影響で、午前中は2時間だけなどの制約があるので、自由に預かりが出来、比較的ボランティアが見つければいい利点があるファミサポに、今年度は毎日のように登録がやってきました。去年は確かにファミリーサポートセンター事業も減ったのですが、今はいろんなサービスが無理だから、ファミサポにかなりの数の問い合わせがあっているのが現状です。

ただ、やはりボランティアさんが長時間預かるというのは、60代、70代の方がものすごく多いので、なかなか厳しい状況で、特に土日などは一日預かりを希望する人がいて、先ほども問合せを受けた例では朝の9時半から6時半までといったものもあります。

また、預かりが小学生になると、保育園で実施されている休日保育みたいなサービスもなく、保護者が日曜日も働いていらっしゃる方とかで、働かないと困るけど預け先がないという人たちは、コロナが怖いから預けないではなくて、本当は預けたいけど断られたからといった人たちも一定数いらっしゃいます。本当は預けたい人の声をどうにか出来るところがないのかなと思いつつ、活動しているところです。

○椎山会長

受け入れていらっしゃる場所の保育所や幼稚園は何か意見がございますか。

○中嶋委員

保育園は就労支援ではありますが、現状ではコロナ感染者が1人でも出れば、臨時休園もしないといけません。そのような状況で、外部からの受入れはとても慎重に行っており、預かる子どもさんが来る日は、1週間前ぐらい検温し記録してもらったりして受け入れをしていますが、やはりそこに関わる保育士が感染して感染が拡大してしまうと、臨時休園になってしまいます。それを皆さん恐れられて、申し訳なかったですけど、お断りされたケースもあったのではないかと思います。

里帰り出産の例でいうと、最初はお断りをさせていただいたのですが、どうしてもお困りのようだったので、産院を受診する際と同じ基準をとらせていただいて、3週間ぐらい預かりを行いました。うちの園では、そのように状況に応じて受け入れをしましたが、多くの園では臨時休園や園内感染が起きないかといった恐れがあり受け入れができなかったのではないかと思います。

○椎山会長

今年度も同じような状況でしょうか。

○中嶋委員

うちの園だけでいけば、昨年度はやはりお断りした数が多かったのですが、今年度は依頼が少なくなっています。今年度は、感染者の減少に伴って、症状がないかなどの確認を十分させていただいて受入れを行っています。

地域活動で施設開放事業も行っていただいておりますが、やはり慎重にならざるを得ないと思います。

○椎山会長

認定こども園などはいかがですか。

○早川委員

幼稚園で教育時間が終わった後、要するに幼稚園部分が2時半で終わりだとすれば、学校の放課後児童クラブのように、授業が終わった後の、預かりをすることを預かり保育と呼んでいます。けど、その緊急時の受け入れなど保育所が行っている一時預かりと少しニュアンスが違うのではと思っています。

ここで1つ質問なのですが、これまでの幼稚園の預かり保育は、多くが県の預かり保育の制度を利用して行っていたと思うのですが、それが令和2年度に無償化が始まったときに、新2号認定と言われる、保育所同様、就労要件を市に申請をすれば、その預かり保育も無償になる手続きをした人が、ものすごく増えたと思っています。令和2年度の実績が増えているのは、同様の預かりを行っているにも関わらず、県の預かり保育を行っていた時の数として市に報告義務がなかったものが、無償化によって市に申請をするようになったので、その部分の利用者が増えたように見えているのではないのでしょうか。それであれば、令和2年度は10月からの無償化で、3月までの統計でしょうから、令和3年度はこれよりさらに増えていくのではないのでしょうか。

数字が急に増えたのは保育所が預からなくなって、幼稚園が預かれるようになったのかというご質問がありましたけれども、そうではなくて、市へ報告義務があるかないかで把握数が違ってくるので、その分を少し精査する必要があると思います。

○椎山会長

保護者が病院などに行くときなどにお子さんを預かっていただく際に、昨年はコロナの影響で、一時預かり施設の時間制限があったり、保育所での一時保育ができなかったりなどで一時預かりが増えたということがあったということではありました。

○早川委員

無償化という新しい制度が始まって、新2号という手続きをとるようになったことによる、預かり数の集計が変わっているのであれば、ちょっと事情が変わってくるのではないのでしょうか。

預かりの違いについては、具体例を申し上げますと、本園に「一時預かりやっていますか」との問合せがあるのですが、理由を聞いたら、お母さんの里帰り出産で、その期間中3ヶ月ほど預かってほしいとか、ご家族の病気やレスパイト的理由で利用をしたいとの理由の際

は、そのような理由とした預かりはやっていませんとお断りをします。保育所でいう一時預かりではありますが、幼稚園では行っていません。

幼稚園が行っている預かり保育は、教育時間が終わった後の保護者の就労時間が終わるまでの預かりです。

だけど、それは本園の園児に限って行うものであり、他園に行かれる園児を2時半から預かりを行っているわけではありません。

なので、この一時預かりと預かり保育の説明が、保育所や幼稚園で違う制度であること、それぞれ自園のみで行っているもの、無償化の対象になっているものなど、色々あると思うので、できればこの機会に、数字の増減の理由も大切ですが、利用の申し込みがあったときに説明がつくように、言葉分けがなされると、ありがたいなと思います。

○事務局

新2号と言われる、幼稚園や認定こども園が1号クラスで預かりをされてある件については、今回無償化によって数値がわかるようになりました。

23 ページの資料8の表に、市全体から各地域の1号プラス預かり保育というのを記載しています。この数値が、新2号と言われる分となっており、新たに市の方へ申請があったために把握できた数値です。

また、17 ページの資料7の一時預かり事業に掲載しております数値は、県の実施事業などを以前より調査させていただいた分の預かり保育の数になりますので、この資料7の数値は、新2号は含まれておりません。

○椎山会長

そのような状況をふまえ、早川委員から指摘がありました通り、一般の方が混乱しないような言葉分けを検討していく必要があると思います。

預かり事業については、コロナの影響のために受け入れが困難だったものが、今年は再開傾向にあるということです。来年度はまた状況が変わり、良い方に向かっていければと思います。

原因はコロナの対策のためにちょっと受け入れが難しかったということでございますので、如何ともしがたい理由になるかとは思いますが、そこはご理解いただくしかないのかなというふうに思います。

令和3年度の実績を踏まえた見直しの際には、大幅な見直しをせざるを得ない部分も出てくるかと思いますが、是非皆さまのご意見を頂戴できればと思います。

(2) 幼保連携型認定こども園の移行に伴う利用定員について

<資料9「幼保連携型認定こども園の移行に伴う利用定員について」事務局説明>

○椎山会長

ただいま事務局の説明がありましたが、皆さんからご意見はございませんでしょうか。

○椎山会長

確認ですけど、この3園が属する南西部と北部の両方とも、1号認定については、需要が足りているため供給がオーバーするという状況ですか。

○事務局

はい。

○椎山会長

ただし、2・3号認定については、0歳児とかを見ると、一部供給が不足している地域があるということですね。

○早川委員

芦塚下田の1号認定は当初20人となっていたかと思うが、減らされたのでしょうか。

○事務局

芦塚下田については、当初資料お配りした時は、1号認定を20人で設定してありましたが、10人に減らしてあります。

○椎山会長

現在、定員よりも多く受け入れられているという話でしたけれど、令和2年度の人数はどの程度定員オーバーされてらっしゃるのでしょうか。

○事務局

青木保育園が、全部で定員が130人のところが、令和2年度は160人受け入れてあります。

芦塚下田保育園が、60人定員のところで73人受け入れてあります。

金島保育園が、70定員のところで88人受け入れてあります。

○椎山会長

2・3号認定の子どもたちがこれだけたくさんいるということですね。

○事務局

はい。

○椎山会長

今回、認定こども園に移行するにあたって、来年度は定員を守らないといけないということですね。そう考えると、青木保育園は、今までよりも2・3号認定の受入れを減らさないといけないということになりますよね。それで大丈夫なのかどうかと思うのと、1号認定については、それぞれ、供給が過剰な地域であるにも関わらず、申請されている理由というのは、認定こども園への移行が大きい理由と思うのですが、そのあたりのことを委員に説明いただきたい。

○事務局

まず、1号認定の人数を15人や10人に設定している件ですが、今回、この3園が認定こども園に移行したい理由として、まず、現在2・3号認定の子どもたちの受け入れをしながら、この子どもたちの保護者が、例えばお仕事をしなくなって、本来だったら保育園で

は預かれなくなるお子さまを、1号認定で預かって、小学校に上がるまで、同じ園で教育保育をしたいというお考えが一つございます。

また、この3園とも地域特有の理由がありまして、いずれも市の周辺部に位置しており、隣接する町などからのニーズが結構あります。現在、保育につきましても、基本的に広域間の受け入れ、いわゆる周辺の受け入れは、基本的にはしないことになってはいますが、以前受け入れをしていた時期には、芦塚下田保育園や青木保育園は、10数人の受け入れをされており、金島保育園につきましても、8・9人の受け入れをしていたという実績がございます。

このようなニーズにこたえたいということで、1号認定の人数を設定してあります。

○内田委員

先ほどの説明で、青木保育園が定員130人に対して160人の受け入れをされているというご説明がありまして、それを踏まえて来年から1号認定の定員を15名、2・3号を140名ということですが、この1号の15名の中には2・3号の子どもは入れないですね。その1号定員枠で、2・3号の認定を受けたお子さんは預かれないですね。

○事務局

はい。それは駄目です。

○内田委員

160人お子さんを受け入れてあるのに、定員を140人にすることは、定員数は増えてはいますが、140人以上は受け入れたら駄目となると、今受入れている子どもたちを追い出すようになるような気がするのですが、それは大丈夫なのでしょうか。入園を拒絶されたようにはならないのでしょうか。

○事務局

定員を140人に設定しましたが、まず、現在の園児さんたちが持ち上がりになったらどうなるかというのを計算しています。それと、新たに入ってくる2・3号認定の数というのを予測しています。また、先ほど申し上げましたように、こちらが認定こども園になれる最大の理由が、2・3号認定から1号認定に移る方がいらっしゃるというもので、その意向についても園で把握されています。それらを反映させて、この定員数で設定しております。

○事務局

要は来年の4月時点で仕事をやめられるとかいう理由まで踏まえた1号に、2・3号の設定をしておりますので、今内田委員がおっしゃっている、日々、受け入れませんよという、現場での対応はないものと、考えております。

○内田委員

子どもを、意図的に受け入れを拒絶するようにはならないということでよいのでしょうか。

○事務局

はい、そういったことは、ないです。

○早川委員

今、久留米市の私立幼稚園28園のうち半分以上は認定こども園になっています。

幼稚園が保育園児を受けようになったときに、保育園の方に入ってくるのが少なくなるのではとの意見もありました。

逆に今回は保育園が幼稚園機能を持つようになったら、特に南西部のただでさえ苦戦している幼稚園は、ますます減るとの話に多分なと思います。

ここは久留米市の子どもたちのことを考える会だから、取り合いのような話は致しませんけど、久留米市の中央と周辺部で、需要供給のバランスが違う、地域性が違うということ踏まえた上で、子どもがどんどん少子化で減っていくだろうと言われているときに、そして国はこども庁の設置を検討している時に、もう幼稚園と保育園を区別する時代でもなかるうと私は思っていますが、経営上や運営上は、やっぱり幼稚園児が違うところに流れていくと、幼稚園経営はますます厳しくなってくるという意見が絶対出ると思うので、本当に保育園から幼稚園に移っていかなきゃいけないのか、仕事を辞めるお母さんたちが15人もいるのか、それに加えて保育園の定員も増えているじゃないかなどの意見に対する説得力のある説明、久留米市として企業主導型とか、小規模保育所なども含めた今後の考えを示した方がいいのではと思います。

需要と供給のバランスがあって認めたなどにならないと、これまで要望があって全てに応えてきた時期がありましたが、ある時突然これ以上は認めないという時期がくる理由が成立しないのではないのでしょうか。

需要と供給の関係や、久留米市の子どものためになるのか否か、もう器が大きすぎて入る人がいないからと淘汰されていくのは受け入れるけど、こちらは受け入れがたいというように、お互いの立場があるので、ちょっと疑問だと思うようなことが出てくると、将来的によくないと思います。

○椎山会長

そういう意味で、この定義については、何らかの基準が必要ではないかと、私は思います。例えば、今130名定員のところに30名ほど実際多く入っているわけです。この地域自体は、供給が足りているのですが、この園への希望が多いのか、どういう理由かは分かりませんが、実際には多く受け入れていらっしゃる。ただ、それがこれからずっと続くかという、子どもの数は減ってきますので、いずれ減少になってくるということ踏まえた上で、久留米市の子ども・子育て会議として、一つの基準がないと、その都度その都度の状況によって変わっていくというのはよくないことかと思っています。この中で一つ言えるのは、今受け入れている人数よりも、多い定員数を設定するというのは、いかがなものかなということが一つ考えられるかと思っています。

今の受入れる人数にちょっと足りないぐらいの利用定員の設定し、その中で、1号認定と2・3号認定をどう振り分けるのかということ考えたときに、久留米市としては2・3号認定をもうちょっと増やしてくださいというのが、妥当じゃないでしょうか。

1号認定よりも、今実際2・3号認定がそれぞれ、定員よりも1割2割多く入っているわけです。その2・3号認定が、一応この形では減る形になります。

ただ今2・3号認定で、1号認定の方に移られる方が、実数として実際にどれだけいるのかということ踏まえた人数を本当は1号認定として申請してこられたらいいかとは思いますが、多分そこは予測も含めてということもあるでしょうし、新たに1号認定を入れることで、結果的に1号認定ができれば、今までもずっと1号認定できた子どもたちを確保するという点にも繋がる部分があると思います。

その辺のところのバランスを考えるとやはり、今受入れている人数よりも多く定員を設定するのは、ある意味おかしいのではないかと思います。

これが、例えば中央地区で預かる施設がやりたいのであれば別なのですが、今はっきりと供給過多になっているところで、その定員を増やすというのはよくないかなというふうに思います。定員が、実際受入れるよりも多い人数に設定するというのは、幾らなんでもないのでないかと、私自身は思います。

○早川委員

働き始めたから下の子を預けるために幼稚園を辞めないといけない不安、その逆で仕事を辞めるから保育園を辞めないといけないというのを防ぐ意味では、認定こども園になったら、働いていようが働いていまいが、同じ兄弟同じところに行けるという選択肢として、やはり認定こども園というのがいいねという考えだと思うので、その辺の趣旨をきちっと踏まえた上で、設定をすべきかと思います。

細かいことを言えば、今久留米市から周辺地区へバスが出ているじゃないですか。幼稚園では、バス代を保護者からいただいています。保育園が周辺部に行くときは、バス代は取られているのですか。保育園はバス送迎してないけれども、中央部あたりの子たちが違う周辺部の保育園に行くときにはバスに乗って行けるという制度が1、2年前ぐらいから始まっていますよね。

バス代は、幼稚園に行ったら払わないといけません。でも、ここは幼稚園だけバス代払わなくていいとか。また、うちの園では働いているけれども保育園児じゃない人は夏休みも預かりますけど、同じように預かれるけど、夏休みの給食は出ません。だから、給食費は、土曜日とか夏休み・冬休みは別にいただきます。だから、保育園の中に幼稚園児がきたときに、他の保育園児は給食を食べているけど、幼稚園児は給食を食べられるのかどうかとか。

そのような違いが生じると、親は便利なところに行くし、もちろんいい保育を受けたいし、お金の計算をします。何かこういう枠がいっぱい出来たことで、バスが出るのか出ないのかとか、あの園では給食をただで食べられるとか、あの園だったら保育園児と同じ扱いが受けられるとか、仕事をやっても預かってもらえるなんてなった時に、あの園の方がいいよねという話になると、ちょっと子ども・子育てのためにいいという施設でなくなってくる可能性があると思います。

便利さとかお金とかとなってくるとちょっと違う話になる感じもあるので、どうすればいいか、私の具体的な解決案は持ちませんが、そういうことがどんどん起こってくるとは思います。

だから、保育園もさっきの数でいくと70弱、60幾つある中で、保育園型が今1つあるそれに3つ加わってといくとなってきたときに、今後ね、保育園も認定こども園に移行するところが増えていくのか。

今までの従来型の幼稚園は7園になっているわけですから、それもまた変わっていくかもしれないし、いよいよ認定こども園、幼稚園、保育園ではなく、久留米市の就学前教育はどこもいいねという会議を、ここではやりたいなと思います。

○荻野委員

1号認定の設定は、途中で変更だけではなく、1号認定として初めて入園される方も受け入れるという認識でいいですか。

保育園がする認定こども園、幼稚園がする認定こども園、認定こども園の枠なので国的には同じように持っていこうという考えだと思うのですが、こういう場合は最初から15名いっぱいになったら変わる方は変わらないじゃないですか、同じことになりますよね。2号3号で入園して、最初から1号認定が15人いてしまった場合は、変更したいときに変更できなくなる場合が生じるかもしれない。なので、余裕をもって、1号認定を空けとかないと変更できなくなる方が出てくるかもしれないので、1号認定っていうのは、変化できる人数として認可されて、その2号3号に含めてトータルが155名の中に、1号認定については何人か変わることは可能ですよという形にすればいいのではないですか。

地区、地域では、既存の人数を満たしていない認定こども園があるわけですから、そうすると、お互いが今までの運営のスタイルでこうやっていけるというような気がします。

1号認定を最初から15名にしておく、年少さんから15人、極端な場合で入ってくると空きがなくなるわけですから、トータルの人数の中で、経営の中で1号認定に変わるのは、やむを得ないということにしておけば、保育園らしいやり方があるかもしれない。そういうことも考えられるのではないのでしょうか。

○椎山会長

ご意見がありましたとおり総定員を、何人としておいて、1号認定については何人から何人というような形、そういうことができるのかどうかということは疑問ですけど、もしもそういうことができるのであれば、今回認可するにあたって、今後国の基準で定員を守らないといけないということがあるために、今まで受入れる人数が受け入れられなくなるということ避けなければならないから、この機会に定員を変更するというのは理解できますが、実際に供給過多でこれからその需要が増えるかという、そこが定かでないところもありますので、現状の定員増で受入れる人数以下の人数でやはり定員を設定しないといけないのではと思います。

その中で、1号認定と2・3号認定の定員数を何人と決めないといけないのであれば、ここで今申請されている人数の範囲のところ、実際の申請人数は、青木保育所については155名、芦塚下田保育所は84名、金島保育所は95名という想定については、青木保育所以外はいずれも、受入れている人数よりは多い人数を受け入れるという形になります。

その一方で2・3号認定だけを考えると、現状よりも下がるという矛盾が生じているところがあると思います。ただ先ほど出ていたように、4月になって転園しないといけない子どもたちを受け入れる必要性は理解できることですし、その人数の割合が、青木保育所の場合には1割を超えない程度ですけど、その他の2園については1割を超える、総定員の1割を超える人数が1号認定なわけで、それが妥当なのかどうかということも含めて検討するためには、何か基準が必要なのかなと思います。

例えば、全体の5%とか10%という範囲で認めましょうとするのか、それとも、もう全てを認定こども園に移行するのかなというような基本的なコンセンサスがあれば定員をどんどん増やせたらいいのですが、少なくとも今そのコンセンサスはないわけですから、それぞれ幼稚園は、従来の幼稚園施設寄与型の幼稚園、認定こども園、幼稚園型の認定こども園、幼保連携型認定こども園、保育所については、認可保育所、保育所型の認定こども園、幼保連携型認定こども園で希望が出てくるわけです。

その状況が今あるわけですから、その時の物差しとして考えるとしたら、やはり需要と供給、ここから基準を出すしかないのかなと思います。

それから、定員を守らないといけないということがありますので、今受け入れている人数までの定員増は、全体として認めていこうということにするということを決めておけば、その定員の中で1号認定をどの程度受け入れるかということになるのではないのでしょうか。

それが既存の幼稚園との過大な競争、子どもの取り合いみたいにならないような人数設定というのも必要だと思いますので、そういう意味では、実際に金島保育園の15人というのは、定員95名のうちの15名という想定ですけど、その根拠というのがどこにあるのか。

例えば、仮に今年度ここで「全体の1割以内とする」と決めれば、それに沿った定員設定をされると思うのですが、ただその総定員を何人にするのかということを考えてときには、基本はやはり今受け入れている人数よりも増えるのはおかしいのではないのでしょうか。供給過多のところですので、そこは上限を減らしていけないかと思いますが。

○内田委員

資料の2で最初説明されたように、子ども・子育て会議については、附属機関であって、所掌事務としては、この場で意見を述べるところで、最終的な決定権は市ですね。

○事務局

はい、そうですね。

○内田委員

先ほど利害関係者にもなり得るからいろんな意見を言わざるを得ないというふうに言われましたが、そのような意見を聞かれて、会長が言われたように、基本的な考え方をきちんと市で整理されたほうがいいのではないのでしょうか。この会議は計画を審議する会議なので、この場で数をどうするのかを協議するのではなく、この場で数を決めることが適切なのかどうなのかなと思います。どうでしょうか。

○椎山会長

結局は、定員数を決めるということ自体がその計画の中に入ってきますので、やはりそこは、はっきりとこの会議の中で、示さないといけないのではと私は思っています。

要は、この子ども・子育て会議というのは、いろんな観点がありますが、一つは、待機児童をなくすということも設置の大きな理由の1つだったわけです。それが、子育てする環境をよくしようということで、国で設置された子ども・子育て会議に始まって、市町村でも計画を立てて、それぞれ実行していただくということになりました。だから、この設置については、ここの会議は審議事項ではないですし、諮問機関でもない。審議会とかは、ほとんど与えられたことしかリライトできませんが、この子育て会議というのは、本当はもう少し広範なところでいろんな意見を伺うところになるかと思います。

ただし、実際にここで決まったことがやはり反映されていくということもありますので、その計画を立てていかれる市に対して、いろんな意見を言うということもそうですけど、実際にこれが実施されれば、もうそこでずっと決まっていくわけですから、そういう意味では、先ほど言いました通り、原則的なことをやはり決めとかなないといけないと思います。

それによって、定員数というのは多分決まってくると、私は考えているところですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

先ほども申しました通り、ここで何人にするかというよりは、ここで決められる事というのは、例えば今供給過多のところについては、今受入れている人数よりも多い設定はできませんというような基準だと思います。私は、できるだけこうしておきたいとは思っています。

ただ、その中で、今度2・3号の子どもたちが入れなくなるような状況になることはやはり避けた方がいいですし、その中で、例えば可能であれば1割ぐらい1号認定として認められるようにしてほしいという、ある程度の幅をもった設定が認められるのかどうかというところです。例えば、全体の1割以内を1号認定の数としますと、全体の10%以下を1号認定とするというように設定できるのか。その場合、まだ定員を超しておらず、2・3号が入る余地があるのだったら受け入れるといった形の方がいいかなという気がします。

○事務局

1号の枠を決めるにあたって、会長が先ほどおっしゃるように、一定の基準を設けられたら良いと、私どもも思っております。

今回特にこの西部と北部の供給過多の地域ということで、「定員を超えない」ということを基準に、1号の枠の設定をしたらいいのではとおっしゃるところはよく分かるのですが、一方で、この地域の特性として先ほどご説明しましたように、近隣の市・町から、1号で受け入れて欲しいという希望があるということ、私どもとしては聞いておりますので、その中では、今受け入れている数をマックスということだと、多分その市外からの受け入れというのが非常に難しいのかなと思っています。

そういうことも、個別に園とは協議をした上で今回ご提案させていただいているというところではございます。

だから、地域によって実情がいろいろ違いますので、市の中心部だったら定員の10%が

マックスというのも、確かにそれで設定するのがいいのかと思いますが、この城島と北野の3園につきましては、できましたら市外の方の受け入れが可能な形で設定をまずはさせていただけるとありがたいと考えています。

○事務局

実際、青木、芦塚、金島ともに、例えば市内にいらっしゃった方が大木や大刀洗に引っ越された後も市外等からの受け入れを行った実績は、28年度から30年度に関しまして、どの園も5名から15名程度おります。先ほど申しましたように、中心部以外のところに関しては、従来、保育所についても広域での受け入れを行っていましたが、待機児童が発生する中で、久留米市は、子ども・子育て新制度が始まった時点で、広域の受け入れを完全に断ったといった実績もございますので、現状を大きく超えるような1号の設定の枠は必要ないと、事務局でも思っていますが、現状、過去の実績等を踏まえまして、大きく超えないところでの設定というのは、ある程度必要なのではと考えているところでございます。

○早川委員

1号認定の数は、最初はよく分からないから多めに設定されていると思います。多分減っていくと思います。私も平成19年度から認定こども園としてスタートし、約15年やっておりますけど、最初から幼稚園枠で入園してくる子はほぼいないです。やはり、今いる園児が引っ越したりしても今まで慣れ親しんだからここに残りたいという救済策として、保育所が認定こども園をやっていたりなので、ほぼ1号は来ないと思います。1号の方は、新しく1号枠が出来たからといっても、最初から幼稚園に行かれる方が多いので、新規はほぼ0とさせていただいていいと思います。

○事務局

今回、定員を設定するに当たりまして、対象の園と、私どもの方でいろいろと話をさせていただきました。その中で、特に、1号認定で言うならば、園が想定している人数というのがやはりあります。

例えば、金島保育園を例にとりますと、現在休職中の方が5名いたり、妊娠出産によって、もしかしたら就労形態を変えようというお考えの方が、やはり4・5名いたり、或いはもうすでに今年度仕事を辞められて、実際には出て行ってしまわれた方がやはり戻りたいと思っておられるという実態があります。

それと、市外のニーズです。今までの実績と、あとは実際にそういったお声が、オープン保育のときに、金島というなら大刀洗の方から、2名程のお問合せを受けていらっしゃいます。

このような中での15名なのですが、令和3年度で15名、すでに、やはりそういった1号認定で受入れるべきではないかという対象の方がいらっしゃいます。また、実績といたしましては、そのような妊娠出産、休職中、或いは介護中とか療養中とかで無職の方とかが一定いらっしゃいまして、その対象となる方が令和2年は14人、令和元年は10人いらっしゃったという実績を園より出してもらい、1号認定については、一定の予測数を基に、私ど

もで人数設定をさせていただいています。

それは、芦塚下田、青木、両方とも同じような聞き取りを、申請の際にさせていただきまして、芦塚下田に関しては、最初は15人としていたのですが10人に変えられて、青木の方は15人というような設定をさせていただいています。

○早川委員

これが、救済する数がそれだけいるということですね。

○事務局

そうですね。その聞き取りを基に、私どもで判断をさせていただいております。

○古賀委員

私自身、下の子を確実に産みたいという状況でスタートしたので、保育所に1号認定で入った珍しいタイプだと思います。そうやって、下の子がいるから、働かないでも入れる、1号認定で入れました。でも、早川委員が言われたように、やはりバスがあったりとか、給食があったりとか、夏休みがあったりなどの環境は違いますが、長く通えて、楽しめて、幼稚園児として行けることが素晴らしいのだというふうな選び方で、保育所に1号認定で入れました。今は4人目の子を年中で預けているのですが、保育園に3号で預けるなら、また働きながら、その同じ場所で預けることも選べるということは、それも素晴らしいと思います、そうしています。うちは、そのまま1号で入っているのですが、もしかしたらそのような方の後押しにもなるのではないのでしょうか。どこもいっぱいだから、ここしかないというような状況が、今はどちらかといえばそういう方の方が多いように思います。

本当はこの園に行きたいけど空いていなくて、ここしか選べないという状況が今、結構聞くので、そうじゃなくなってきたときに、もうどこでも選べるってなったら、やっぱりそういうふうなところは、私は生きてくるのではないかと思います。

ここがもっと良いから選ぶ、1号でも2号でも選べるしなどとなると、どのような設定をするかということは必要なのかなと思います。

○椎山会長

供給が過多になっている地域ですよ。これでいくと、今受け入れている人数よりもさらに多い人数を受け入れるようにしますという案ですよ。それを認めていいのかということが、私は疑問なのです。

○今村委員

今、預けられる親御さんは、自分の住んでいる地域の保育園、幼稚園、認定こども園に預けたいと思われているのか、職場の近くなのか全く違うのか、そういったところで、やっぱり、中心部以外の方に供給過多になったとしても、そこに、住宅街やベッドタウンとかができるかわかりませんが、それで増えていく見込みがあるのでしょうか。

○椎山会長

今はわからないですけど、そういう状況が起きた時にはやはり利用定員の増などを申請してもらった方がいいと思います。そして、その時にそれを認めるということになります。

○今村委員

定員の設定を決めるときに資料が少なすぎると感じているのは私だけでしょうか。この園が現状何人いて、何歳児が何人いて、何年後に卒園するとか、その地域の新生児が何人いるとか、そういう資料があったら、私たちも、これが多いのか少ないのか検討できるのかと思います。

○椎山会長

今ある資料というのは、その地域の資料です。あくまで、その地域の予想資料です。

1号認定はもう十分供給されていますが、先ほど言った通り、いろんな事情により途中で転園しないといけないということであれば、10名から15名程度は認められると思うのですが、なぜその数値なのかということであれば、それがその時その時によって多分違うと思います。今年は10名いらっしゃるかもしれないけど、来年は5名かもしれません。もっと増えるかもしれないし、それは、今分かりません。ただ、予想として、今ここに見込み数が出てきているということです。

それと、私が心配なのは、2号3号の定員は減るわけです。そっちの方がどちらかという心配ではあります。

それともう一つは、この地域自体が今後、基本的には子どもの数が増えていくということがまずないだろうということです。中心地にしても、だんだん減っていくだろうと言われていきますから。その上で、1号認定を外した段階での想定受け入れ人数を上限とするのか、それとも総定員を、その受け入れの上限とするのかというぐらひは、やはりここである程度決めておかないと、その都度その都度状況によって違った判断をしていくことになるのではないかと思います。

○事務局

今村委員におっしゃっていただいた資料が少ないというご意見は、やはり協議していただくに当たり少なくして申し訳なかったなと思っています。今後、このような会議をするときには、もう少し資料をお渡ししたいと思います。

今回人数の設定をするに当たってと言いますか、認定こども園への移行を認めるにあたり、国の考えがある中で、やはり私どもとしては、保護者の方々が、どんな保育を受けたいのか、教育を受けたいのかに、できる限りお応えできるような体制を整えていきたいという思いがやはり根底にあります。

移行したいという園がやはり一番に思うのは、保護者の方々が、せっかく自分たちの保育園に、子どもを預けたいと思っているのに、致し方なく仕事を辞めて、来られなくなるということに対応したいという思いで、認定こども園になれる園の一番強いご希望です。

やはり、国も認定こども園に移行することを進めておりますように、私どもとしても、そういった保護者のニーズには、やはり応えていかなければいけないと思っています。

その中で、人数に関することですが、今回は認可定員を設定することになります。

認可定員というのは、この施設が持っているキャパのマックスで設定するのが基本的な

考えですが、基本的には認可定員＝利用定員ですが、例えばいろんな状況があつて、1年後2年後、これだけ設定したけどニーズがないということがあつたとしたら、それは数を変えることが可能です。

そのときに、実際の実情に合った数にすることも可能です。もちろん、変更するには実績が必要となりますので、たった1年間だけの実績ではなく、2年、3年間の実績数を見まして、ここはやはりおかしかったということであれば利用定員を減らすこともあり得ます。

今回は認可定員ですので、今の状況で、やはり一番可能性がある人数を、1号認定、2・3号認定と設定させていただいて、実際に運用していきたいという、私どもの担当課としての思いでありました。

○山下委員

資料25ページに設備・運営基準とありますが、これで定員が決まるのではないのですか。要は、キャパが小さいのに100人入れますよって言っても、50人しか入らない施設に入れない。今さっき説明されたように、50人のキャパであれば50人がマックスだ。だから、それ以上に60人も70人も受入れますよと幾ら保育園が言っても、地域が言っても、それはもうあくまでも50人しか受け入れられないという決まりがあるのではないのでしょうか。

それと、保育士さんの人数ですが、青木保育園は先ほどの説明では130人定員を160人現状受入れているということですが、保育士さんが現在29名で常勤14名。それから、芦塚下田で言えば、73名受入れておられて、15名の保育士のうち常勤が7名。これらの体制などでもう大体決まってくるのではないのでしょうか。

だから、その定義をここで多いか少ないか、減らせの増やせだのというのは、ちょっと違うのではないですか。これはもう、決まりが多分あるだろうと思いますから、そこでやっていく。その決まりのキャパを守りつつ、その地域ニーズが外の保育園に寄せられて、それだけまだ余裕がありますよということで、140人のうち15人とか、70人のうち10人というのを出してあげればいいですけど、そのキャパがきちっと守られているのかどうかだと思います。

これは多分法で決められていることだろうと思いますので、勝手に150人入れるよとか、幾ら入れるよということにはならないと思いますので、そういうことで判断をされた方がいいと思います。

それと、地域の保育園さんで幼稚園さんもしかりだと思うのですが、当然地域のニーズがなければ、だんだん、園は減っていきます。そこら辺も見据えた上で、経営をされてあると思うのですが、どんなでしょうか。

○事務局

今おっしゃっていただいたように、キャパとしてはここにありますように、保育士の人数とか、施設の設備とか教室とかで、この人数は受け入れることが可能だと園が示した人数になるので、これがやはり園のキャパだと思います。

ただ、この会議においては、その実際の周辺の地域の需要と供給とか、そういった視点か

らプランに基づいて、この場でそれが適正かどうかについてご意見を頂戴する場になっております。私どもも、そういった園のお考えで、このように提案させてもらっていますけど、やはりきちんとここでお話をさせていただいてご意見を頂戴いたしまして、適正な数値にしたいと思っています。

それと、1つ訂正させて下さい。資料2にあります、3ページですけど、私が認可定員と利用定員の話をしたんですが、子ども・子育て会議についての条例で定める所掌事務といたしましては、特定教育、保育施設の利用定員を定めようとするときとなっておりますので、私が先ほど認可定員とか利用定員とか申し上げたのですが、この場では、認可するにあたっての利用定員についてご協議していただくことになります。

○事務局

今回3園からの申し出を受けまして、2・3号定員については、認定こども園に移行した場合は、定員を超えた保育を受け入れてはいけないという国の決まりがございますので、2・3号定員は想定される範囲内で、140人、70人、80人と設定させていただいております。

1号定員については、今回供給過多の地域になりますので、会長がおっしゃるような、ある程度の上限をあるべきだということで考えていたものの、地域の状況、園の状況により、統一基準は非常に設定しにくいような状況がございまして、各園と調整の上、供給がすごく多くならないような、現実的でニーズがはみ出ないような形で設定させていただいております。余計な供給にならないようヒアリングをさせていただいております。

例えば芦塚下田については、当初20名程度という要望がございましたけど、過去の実績等を踏まえまして、10名程度が妥当なんじゃないかというところで調整しております。

今後につきましても、このような認定こども園への移行があると思っておりますが、園の状況などをヒアリングさせていただいて、皆様にお示しして、ご判断いただきたいと考えているところです。

○椎山会長

例えば、金島保育園の場合は、今88名受け入れられているということで、今定員は70名だけど、ここは2・3号認定を10名定員増させるということですよ。

ということは、供給過多の地域であっても、園の状況に合わせて、定員については考えるということよろしいでしょうか。そこを一番尋ねたいところです。

要するに供給過多の地域であっても、園の状況によってそれぞれで定員増を認めるということでしょうか。

今、金島は2・3号認定だけみても、定員70名で、それを80名に増やすことになります。それに加え、1号認定が10名です。全て合わせると25名増えるわけです。

それは、それぞれの園の状況に応じて、例えばそれまで定員よりも多く受け入れていたという実績があれば、定員増は今後も認める方針でいくということにならないですか。

○事務局

まず、この利用定員で今出ている3施設は、多くの時間をかけ事前協議で各園とその実情についての話し合いを所管課の方でさせていただいております。

その中で、今、保育施設、教育施設の利用はご承知の通り、市内に住んでいる方は、市内どこの園でも選ぶことができるという実情がまずあります。

そこで、一番危惧されるのは、こういうふうになんか新しく認定こども園に移行したときに、2号・3号の方はもともとの保育所の中で、利用されていた方がおられます。1号認定はそこで新たに発生する枠になります。既存の南西部エリア北部エリアに、すでに1号認定で利用されている他の施設の方々がおられて、供給過多の地域でもあるので、新たに枠を設けると、既存のところからこの新しいところに行かれて取られてしまうのではないかというような影響や現象が起こり得ることも考えられます。

ただ、そういうことは私たちも当然望んでおりませんので、資料の提供が少なく申し訳ないのですが、聞き取りの中で、例えば青木や芦塚保育園であれば、久留米市に隣接した大川市、大木町、佐賀県の千代田町、上峰町などに引越しされても、もともとの職場は市内にあるため、通勤風土上、家へも近いからそのまま行かしていただきたいというニーズや、もしくは仕事をお辞めになられた方の2号から1号への移行などの数字を具体的に積み上げて、今この人数にさせていただいています。

基本は、会長がおっしゃる通り、供給過多のエリアは定員を超えないというような数字の積算の仕方をベースにして、あとは今申したような特殊事情を具体的な数値で明確に把握できる場合は、それを認めるようなことも私たちはさせていただければと思っています。

そういった意味で、ここに提案しているそれぞれの定員というのは、内部の方で、市外からの受け入れもしくは2号から1号への移行、そういった数字を積み上げた上でのご提案をさせていただいていますので、合意していただければありがたいです。

ただ、内部では会長がおっしゃる通り、基準をきちんと設けることが必要だと思っていますが、私たちもプランでエリアを作っている一方で、ここの施設は希望が多い地域、少ない地域と、利用申請の申し込み等があり入所調整を行っている中で、マッチングの問題があります。それが、マッチングしないために入所保留児童であったり、待機児童が発生するという現象が起こっております。保育士の人材不足の問題も当然あります。そういった意味では難儀するところではありますけど、なるべくお互いの施設が幼稚園、保育園、認定こども園関係なく、久留米市の子どもたちを、市民の方の希望に応じて受け入れやすいようなところの基準は設けるべきだと思います。施設の規模に応じた一定数のベースを上回ったような定員の設定はできないところで、2・3号から1号への移行と市外からの受け入れなどの諸事情をきちんと数字が積み上げられるように明確にできる場合は、除くというような形で今回はお願いできないかと思っております。以上でございます。

○椎山会長

要は供給過多のところであっても、それぞれの園の事情によって、定員増を認めるという方針なわけですね。

○事務局

明確な数字が出てきた場合ですね。

園側が個別具体事例をちゃんと把握できている場合で、今回のように1号移行や市外受入のために定員増することによって、既存の他の園にはほとんど影響がでない場合など。

○椎山会長

そういう影響が出るかどうかは、実際やってみないと分からないですから、それは申請する園の主張であり、違う方から見たら影響があるかもしれないですよ。

ただ、市の方針としては、供給過多の地域であっても、その園の在園者が、それまでが定員よりもオーバーしていた場合には定員増を認めるという方針なわけですね。ということをお知らせしておかないと、これから色々な園が申請してきた時に、そのたびそのたびに違う判断をされると困るわけです。

今すでに供給過多の地域で、定員以上になっているわけです。この利用者は実際に入っている子どもたちですよ。だから、そこでの乖離があるから、今回、そういうふうな提案をされてらっしゃると思うのですが、園によっては減っているところもあるし、増えているところもあるという実態があります。それぞれの評価もそこに現れているというふうに見るということですね。そういう意味では、その定員増の申請があった場合には、その実績がある場合には定員増を認めますということですよ。

○事務局

私たちは今回この設定をするにあたり、供給過多の地域で定員を増やすということをやっているのだろうかということを中心に議論はしました。

ただ、一律に供給が過多なので認めないということになると、実際、施設の経営に直結するという中で、一律に認められないともなかなか言いづらいのではないかと考えてきました。

先ほど申し上げましたように、基本は、定員を大幅に増やすとかではなく、少なくとも今受け入れているところがマックスという基本的考えはあると思いますが、地域の実情やその施設の事情によって、一定考慮しなければいけない場合が出てくると考えています。今回、その個別の事情が出てきているのが、この3園かと思います。

ただ、これが認定こども園に移行する場合、いつも供給過多のところでもプラスを認めることを私どもは考えておりません。そこはバランスを見た上で、地域の実情、施設の実情を考慮することは可能かと思っています。

○椎山会長

そこは、あまり濁さない方がいいと思うのです。

要するに3年間なり何年間なり、実際受け入れた人数が多い場合には、例えば認定こども園になる場合には定員増できますよとしておかないと、それを一つ一つその時の状況とバランスで考えると、どういふバランスかは客観的には分からないですし、そういう意味でも、ある程度の方針は基本的なところだけでも決めておかないと、その都度その都度

の検討だといろんな要素がその時に変わるわけですから、それはあんまりよくないなと思います。

○事務局

基本的な方針として定めるとことは必要なことだと思います。ただ、それ以外の例外が一切認められないというのは難しいのかなと考えています。

○椎山会長

それは基本的な方針として、供給過多の地域であっても、その園ごとの実績によって、認定こども園に移る際に定員を変える申請をする場合には定員増はできます、という判断をここで皆さんが、納得ができれば私はそれでいいと思います。

○今村委員

実績が何年か遡った園児の増加とか減少とかを反映できると、私たちがここで一定の基準を設ければいいということでしょうか。

○椎山会長

要するに、今までの実績からこれだけの子どもたちがいるという実績です。

それに大きく外れないようなものだったら、定員増するということが了解できればいいかと思います。

○早川委員

現実的にか、地域の事情とか、その利用者の事由如何によるというが、曖昧になりやすいところだと思います。その事情は認める、いやそれは前例として認められないみたいなどの判断の基準が曖昧にならないかと思います。

久留米市の子ども・子育て施設として、幼稚園とか、認定こども園とか、保育園とかの区別じゃないという意見が出てきたので、それは僕も共感するので安心しているのですが、子ども未来部が保育園を所管されてきた中に認定こども園ができたことによって、もしくは制度が変わることによって、私立幼稚園が今ちょっと勝たしてもらっている感じが少しあります。例えば、城島地区なので、具体的に名前を挙げれば、城島すみれ幼稚園さんと敬愛文化幼稚園さんの2園の認定こども園があります。今までであれば、同じ地区に、このような園が2つありますよと案内していた。だから、仕事をやめても、幼稚園があるから、幼稚園由来の認定こども園なので、そこに預けられますよとか、もしくは新規に受入れるとすれば、幼稚園でも保育園でも両方ともありますよということで、紹介して下さっていた。

認定こども園で保育園を併設するときが一番難しかったのは、幼稚園は直接契約でしたけど、保育園になることによって、保育園の部分である2号3号に関しては、市を経由して受入れます。だから、この子の兄弟だから入れたいと思っても、1人受け入れるとなると、順番で違う人が受け入れられないかもしれないということあることを、私は初めて経験しました。

保育園の子が幼稚園になる場合は、もともと市を通して契約していた子が、自由契約になるので、安心して1号になれると思うのですが、幼稚園の場合は、ここに行きたいとか、先

生のところでお世話になりたいとか、上の子がお世話になったから下の子も預けたいと言いつながら、泣く泣く違うところに移っていかれる方がいたから、認定こども園に移行しました。

だから、保育園が幼稚園の機能の一部を受け入れて、幼保連携型になるときは、同じようなことですが、ちょっとニュアンスが違う感じがします。

例えば、以前は、自園で受入れたいときに、市外の方から相談されたときに、市内に待機児童がいるから、ちょっと市外の方は優先順位がかなり下がりますとか、実質難しいですということがあったと思います。

なので、今もその周辺地域からの希望があるからとか、お母さんが仕事をやめたという事情を汲んでというものの、この事情は汲んでもらえるのですかと言った時に、どの事情のどの重さの違いで、受け入れたり受け入れられなかったり、定員増ができたりできなかったりするののかということが曖昧になっている。多分そういう意見が、認定こども園の中でも、幼稚園由来の認定こども園の中から出るかもしれないと思ったので、椎山先生がおっしゃるみたいに、ここの線引きはしっかりしないと、あの時はこうだったけどこの時はこうだったみたいなことが起こるのではないかという懸念が私もあります。

例えば、130人定員のところに今160人保育園児がいるのであれば、保育園は150人に設定しなくていいのかと思います。1号を15人増員ではなく、1号を5人にして、2号3号を150人にした方が、今の需要と供給のバランスを考えたら妥当ではないかとか。

なので、椎山先生がおっしゃる定員増とか人数の根拠みたいなのが、働かなく人とか周辺地域からの受入れなどの理由もあるかもしれませんが、定員より何十人オーバーしていたら定員を増やすというのは、幼稚園でも保育園でもあることだから、そちらの方がいいのではないかと思います。1号にプラスの人数を設定することは、2号3号が本当に1号になるのですかということが、近くに幼稚園ある場合は、幼稚園側は疑問に思うと思います。

○椎山会長

働く人数の関係なのか、今後の見通しから算出されたかは分かりませんが、今実際に、2号3号だけで160人いる定員を、140人に減らしているわけですね。そこもちょっと疑問だったのですが、それはそれぞれが申し出ることだからいいと思いますが、ただ条件については、利用定員増についての基本的な線というのは、やはり決めていた方がいいかと思いません。

結局この3年間定員をオーバーしていた場合には、供給過多の地域でも利用定員増を認めます、ということですね。ここで審議するのは、需要と供給を踏まえ、うまくここで調整しようということがこの会議の一つの役目だと思いますので、それを考えたときに需要より供給が過多になっている地域でも、やはり幼稚園に行きたいという子どもがいるとすれば、利用者優先でそのような園に入れるようにしようということで定員増を認めるということであればこの数字でも、私は納得いくかと思いません。

反対に、2・3号認定が減ることは大丈夫なのかと思うところがあり、来年の予測をされ

て、この人数しか需要がないと思ひ設定されていけばいいのですが、そうでなければ、その1号認定を認めただがために2・3号認定の人数が減って、そこに入れない子どもがいるということであれば、本末転倒になるのではないかと思います。

○中嶋委員

先ほどから2・3号定員減の話が出ていますが、これは予想ですからわかりませんが、例えば新規の保育職員の確保ができなければ、やはり受入れは減らしていくしかありませんから、それを考えれば、職員の退職されていく見込みが多く、受入れを減らしていく選定をされたのかもしれないのかと、私は思います。

○事務局

人数を設定するにあたっては、あくまでも見込みではありますが、令和4年と令和5年の現利用人数をスライドしていった後に新しく何人入るのかを、3園とも、2年分見込んでいただいた上で、この定員を設定しています。

○事務局

随分ご意見いただきましたので、私たちも資料の提供等が不十分なところもございましたので、早急に再度まとめさせていただいて、年内に一定答えを出したいと思っております。

スケジュールの都合もございますので、その上で、文書で皆さんに資料提供させていただいて、またご意見を集約したいと思います。また、必要があるところは会長と相談させていただきます。なお、その集約した内容が、会長と相談してまとめられるような内容ではないときには、再度皆さんにお諮りするという形をとらせていただければというふうに思います。

○椎山会長

事務局から再度調整の説明がございましたので、1度まとめていただいて、今後も出てくることだと思いますので、その時困らなくていいように基準設定だけをお願いします。

(3) 家庭的保育事業（小規模保育事業）の認可に伴う利用定員について

<資料10 「家庭的保育事業（小規模保育事業）の認可に伴う利用定員について」事務局説明>

○椎山会長

ただいま事務局の説明がありましたが、皆さんからご意見はございませんでしょうか。

○早川委員

施設長とか、連携施設はどうなっていますか。

○事務局

施設長につきましては、現在NOVAホールディングスの下大利の室長をされてある園長先生が施設長になられることとなっており、連携施設については、荘島幼稚園と連携を結ぶということで契約の方が整っております。

また、荘島幼稚園の代替保育が難しい際には、NOVA ホールディングスの他の施設から人員を確保することとなっております。

○椎山会長

中央部での設置になりますので、0・1・2歳児の待機児童対策になれば良いと思います。他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○早川委員

保育士が確保できれば、0・1・2歳をもっと預かれるという園は複数あると思います。今回認可を受ける園は、自分で保育士を確保されているため申請を出されていると思いますが、保育士を確保出来れば、これまでの経験を生かして、今やっている保育をもっと出来るという既存の園のために、今ある制度に別途付加できるようなものを検討いただきたい。

また、連携施設のお願い来られた際も、他園のお手伝いをするよりは自園でやりたいと思うけど保育士がいないという理由で連携できない園も多いと思います。

このように、既存園への支援は、小規模保育事業の普及につながったりもするので、提案させていただきました。

○中嶋委員

本当に今、保育園が定員割れをしている現実には保育士がいないからです。これはもう離職防止のための処遇面も含めて、何とか改善し、豊かな子どもたちを育てられる良い保育環境を作ることが望ましいです。今回、初めて民間企業が入ってきたので、本会議では様々な職種の方達もいらっしゃるの、いろんな方たちから意見を聞いて、小学校につながる時に保育園でできること、幼稚園でできること、そんな話をお聞きして、一生懸命行っている保育士を介してできるような話をつなげて、報告したかったです。

久留米の子どもたちが久留米の中で、良い環境の中で育ってくれるようなことを一緒に話し合う場にしたいと思います。

○椎山会長

保育職を目指す人が足りないという話ですけども、現実には保育職を目指す人ってというのが、減っているという現実がございます。本学も来年度で閉校しますが、今後何らかの方策を立てていかないといけないことになろうとは思っています。

(4) 特定教育・保育施設の利用定員について

<資料1 1 「特定教育・保育施設の利用定員について」事務局説明>
質疑等なし

7 その他

○事務局

本日は、長時間にわたり審議していただきましてありがとうございます。

議事の②幼保連携型認定こども園の移行に伴う利用定員につきまして、また改めて事務

局で説明資料等を用意し、委員の皆さまにご説明いたします。

8 閉会